

知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会「デジタル・ネット時代における知財制度のあり方について」(報告案)に関する意見募集(提出期限 2008 年 11 月 17 日)

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告案に対する意見

社団法人音楽出版社協会

<意見 1 >

報告案における該当項目：コンテンツの流通促進方策 P.2

意見の概要：コンテンツの流通促進に必要なのはまず優れたコンテンツの創出である。

意見：

報告案の「はじめに」に、「今後、我が国が国際社会において競争力を発揮するためには、世界最高水準といわれる情報通信環境を生かし、新たなネットビジネスの発展や技術開発を促すとともに、クリエイターの創作インセンティブを高めるための基盤を確立することが不可欠となっている。」と書かれています。ところが、その同じページの最後に「今後の知財制度を考える上で重要な課題と考えられる下記の事項について検討を行い、ここに報告をまとめるものである。」として、(1)コンテンツの流通促進方策、(2)権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入、(3)ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化、の3点が挙げられています。

同調査会が検討結果をまとめるのは、今回が初めてではないかと思いますが、ということは、この3点が調査会としてまず取り上げなければならない最重要の課題であると考えたということになります。

しかし、よく知られていることですが、コンテンツ・ビジネス(音楽その他知財の対象となっていると思われるビジネス)は、コンテンツがすべてとっていいビジネスです。魅力的な、優れた、時代の好尚に合ったコンテンツを作り出すことができれば、ほとんどの問題は解決します。いかに魅力的なコンテンツを創出するか、そのための環境をクリエイターに提供できるか、ということがまず論じられるべきであり、流通促進やそのための権利制限や違法対策はその後に来る二次的な問題のほうです。

「『知的財産立国』とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある『情報づくり』、すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることに

より、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である。」と「知的財産戦略大綱」にはあります。この大綱に沿って設置された知財推進本部に設けられた専門調査会がまず取り上げるべきは、優れたコンテンツをいかに作り出すか、であるべきであると考えます。

さて、「コンテンツの流通促進方策」についてですが、「5.検討結果」に「コンテンツは市場の需要と供給のバランスにより、権利者と利用者が合意すれば流通するものと考えられる。」とあるとおりです。

必要に応じて、権利の集中管理や契約ルールを整備が進められれば十分であると思われま。たとえば「ネット利用に消極的な権利者などもある」としても、コンテンツ・ビジネスは、いつ、どのような形でコンテンツを提供するかという見極めも大きなポイントになりますし、また、合意できない条件を提示されているなどのそれなりの理由があるからと考えられます。いきなりネット上でのコンテンツの流通を促進するために法的対応の可能性を検討するのは、検討の方向が違うのではないのでしょうか。

なお、「ヒアリングで出された法的対応案」の最後に、「コンテンツホルダーへの権利の集約化」として、「複数の権利者が関わる例えば放送番組、映画、レコードのネット上での利用については、放送事業者、映画製作者、レコード製作者のみが許諾権を行使できる特別法を制定すべきではないか。」とありますが、著作権者や著作隣接権者から許諾権を奪うことがなぜ知財立国につながるのか。このような暴論を、たとえヒアリングで出てきたものとはいえ、法的対応案のひとつとして取り上げるのは、知財推進に逆行するものであると考えます。

意見 2

報告案における該当項目：権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入
P.2

意見の概要：権利制限、特に一般規定といわれるものについての導入は、権利者に十分配慮し、安易な産業振興のために行われるべきではない。

意見：

著作者は著作権を享有しており、もし権利制限規定を設けるとしても、それはあくまでも例外的な措置であるはずで。恣意的に権利制限が行われるようなことになれば、それは著作権制度そのものの否定につながらざるを得ません。

したがって、「現行の著作権法は、個別具体の事例に沿って権利制限の規定を定めているため、これら規定に該当しない行為については、たとえ権利者の利益を不当に害しないものであっても形式的には違法となってしまう。」としても、直ちに「権利者の利益を不当に害しない公正な利用であれば許諾なしに著作物を利用できるようにする権利制限の一般規定を設ける」必要があるということにはなりません。

ことに、「新しい産業の創出」などのために権利制限が必要というのでは、明らかに知的財産戦略に逆行するものと言うしかありません。

ただ、「近年のデジタル技術や情報通信技術の発展を背景に、従来想定されなかったコンテンツの利用形態が出現している。」のも事実です。権利者としても、この事態に柔軟に対応する必要があります。その場合には、諸外国の法制度に見られるような、非商業的な利用あるいは研究、報道などに限定するなど、権利を制限される側から見ても「公正」と思われる範囲で行われるべきだと考えます。

意見 3

報告案における該当項目：コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制のあり方について P.15

意見の概要：コンテンツの価値を損なうような行為については、規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずる必要がある。

意見：

違法行為によるコンテンツ産業の損失が拡大しているのは、今回の報告書も認めるところであり、「コンテンツの経済的価値を損なうような行為については、国民の適切な情報アクセスの機会の確保にも留意しつつ、規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずることが必要である。」と考えます。